

四日市市告示第 409 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成29年 7月 18日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	茂福65号線	茂福町1652-1 茂福町1652-6	6.0~9.5	43.5
2	城山18号線	城山町2892-1 城山町2892-7	6.0~13.2	48.3
3	羽津73号線	大字羽津字斑鳩戊681-9 大字羽津字斑鳩戊681-6	6.0~15.4	40.1
4	赤堀29号線	赤堀二丁目2063-10 赤堀二丁目2074-2	6.0~13.0	144.0
5	赤堀30号線	赤堀二丁目2063-29 赤堀二丁目2063-30	6.0~13.0	122.7
6	ときわ64号線	ときわ三丁目1186-5 ときわ三丁目1186-7	5.0~8.5	25.9
7	ときわ65号線	ときわ四丁目1420-6 ときわ四丁目1420-1	6.0~11.6	49.3
8	ときわ66号線	ときわ四丁目1444-1 ときわ四丁目1444-5	5.0~8.5	31.4
9	日永65号線	日永五丁目3334-5 日永五丁目3334-8	5.0~7.8	34.9
10	東日野95号線	東日野町字天王森227-2 東日野町字天王森227-6	6.1~8.9	60.5